

議案第 20 号

大野市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱案

平成 31 年 4 月 24 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 183 条の 9 の規定に基づき、大野市文化財保存活用地域計画の策定にあたり、計画案の作成に必要な協議会を設置するために必要な事項を定める

大野市教育委員会告示第 号

大野市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱を次のように定める。

平成31年 月 日

大野市教育委員会

大野市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9の規定に基づき、大野市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するため、大野市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 文化財保存活用団体
- (4) 公募による者
- (5) 市職員
- (6) 教育委員会事務局職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、地域計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループ員は、市職員及び教育委員会事務局職員の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

3 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。